

平成 2 3 年 度

定 期 監 査 報 告 書

東京都後期高齢者医療広域連合 監査委員

23東広監第40号
平成23年11月21日

東京都後期高齢者医療広域連合議会議長 様
東京都後期高齢者医療広域連合長 様
東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員長 様

東京都後期高齢者医療広域連合
監査委員 鈴木 郁夫
監査委員 瀧澤 良仁

平成23年度東京都後期高齢者医療広域連合定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき平成23年度東京都後期高齢者医療広域連合定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果について、別紙のとおり提出します。

平成23年度定期監査報告書

1 監査の対象及び期間

対象部局	実施監査及び事情聴取実施月日
総務部	平成23年6月 1日(水)～7月8日(金)
保険部	平成23年6月14日(火)～7月8日(金)
会計室	平成23年6月 1日(水)～7月8日(金)

2 監査の対象

平成22年4月1日から平成23年3月31日までに執行された、平成22年度の財務に関する事務。

3 監査の方法

あらかじめ主管部(課)から提出された事務事業の執行管理に関する監査資料、関係書類及び諸帳簿等を照合する書面による監査、並びに関係責任者に対する事情聴取を実施した。

4 主たる観点

- (1) 財務に関する事務が、計画に則り法令の定めるところに従い適正かつ効率的に執行されているか。
- (2) 予算執行、会計処理、契約締結時の財務事務及び財産管理は、諸規程に基づき適正に処理をされ、最少の経費で最大の効果があがっているか。

5 監査の結果

平成22年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、平成23年6月1日から7月8日にかけて、地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を行ったところ、概ね法令に則して適正かつ効率的に行われているものと認められた。

本広域連合においては、平成23年3月末の被保険者数が120万人を超えており、平成22年度における療養給付費の支出は年間9,400億円となっている。制度発足時の平成20年度と比較してそれぞれ約13%、約16%の増であり、高齢者人口の増加に伴い事業規模は年々拡大している。

平成22年度は、第2期保険財政期間の最初の年であり、審査支払手数料等の区市町村負担による保険料の抑制対策を継続し、保険料の所得割額についても制度開始当初から東京都独自の軽減策を導入し、被保険者の負担軽減につながる施策を推進している。また、被保険者証の2年間の有効期間の満了に当たり、被保険者全員の分を一斉に更新した。さらに、レセプト点検の継続や医療費通知の実施回数の増加により、医療費の適正化につながる取り組みも強化している。

本広域連合は、国の後期高齢者医療制度の改革の動向を視野に入れつつ、現行制度の運営主体として、健全で安定的な財政運営に努めるとともに、都内の被保険者が安心して適切な医療を受けられるよう、円滑な制度運営に努めている。

平成22年度における上記の経過を踏まえ、また、組織の規模に比して巨額な金額を決済していることや、派遣職員によって組織が構成されていることから、今年度の定期監査を通じて次の二点を要望する。

第一は、事務執行において、常にその根拠となる関係法令や規定を十分に確認し、然るべき者によるチェックを経て、それらに則った執行が確実になされるよう、なお一層注意が必要である。本広域連合は、歳入歳出予算において約1兆円の財政規模となっており、金銭の収支も多額に及んでいる。迅速な支払いに向けた努力と同時に、処理の確実性も求められている。記入漏れや押印漏れを単純なミスとして看過せずに重視し、大きな過誤を未然に防止する組織風土を醸成されたい。

第二は、厳しい財政状況の中で、歳出予算の適正な計画や執行が求められている。予算見積もりの適正化、執行計画の適切な立案や執行状況の把握、さらに、場合によっては予算の減額補正等により、予算執行の一層の適正化を図られたい。

これら二点と併せて、本広域連合の組織の実態に鑑み、平成22年度定期監査報告書においても要望した組織間の連携、協力体制の確立や、職員のメンタルヘルスケアについても引き続き留意されたい。

なお、監査の際に見受けられた事務上の軽微な事項については、改善を指示し、すべて是正済みである。